

令和4年第1回上三川町議会臨時会会議録

令和4年1月21日（金）

上 三 川 町 議 会

【 閲 覧 用 】

令和4年1月21日（金）

1 日 目

（議案上程審議、質疑、討論、採決）

令和4年1月21日

町議会臨時会会議録

令和4年1月21日第1回上三川町議会臨時会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 光弘
企画課長	枝 博信	健康福祉課長	浜野 知子
子ども家庭課長	高橋 文枝		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度上三川町一般会計補正予算（第8号））
日程第4	議案第2号 令和3年度上三川町一般会計補正予算（第9号）
日程第5	議案第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第6	常任委員の選任

- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 広報委員の選任
- 日程第9 小山広域保健衛生組合議会議員の選挙
- 日程第10 石橋地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第11 上三川町議会活性化に向けた改革検討会第2部会視察研修結果報告について
- 追加日程第1 議長辞職
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議席の一部変更
- 追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和4年第1回上三川町議会臨時会がここに開催される運びとなりました。議員各位には、慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和4年第1回上三川町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、1番・田崎幸夫君、2番・鶴見典明君を指名いたします。

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番、議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和4年第1回町議会臨時会の会期、運営について、議長より諮問され、1月6日に議会運営委員会を開き、協議をしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

本臨時会に執行部から付議された案件は、議案3件であります。したがって、委員会への付託は行わないものとし、会期は本日1月21日のみの1日間といたしました。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、議案第1号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（令

和3年度上三川町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第1号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

令和3年度上三川町一般会計補正予算（第8号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への迅速な支援として、国の子育て世帯等臨時特別給付金10万円の一括給付を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、12月16日付で専決処分を行ったものです。

歳入につきましては、国庫支出金で子育て世帯等臨時特別支援費を増額補正し、歳出につきましては、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付金の支給に要する費用を増額補正いたしました。この結果、歳入歳出予算の総額に3億296万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を122億5,131万5,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第1号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第4、議案第2号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第2号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国の補正予算（第1号）に基づく経済対策としての住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金と、国の子育て世帯への臨時特別給付金において、所得制限等により対象外となる世帯への給付につきまして、追加編成したものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金では、子育て世帯等臨時特別支援事業費を増額補正いたします。繰入

金では、財政調整基金繰入金を増額補正いたします。

歳出につきまして、民生費にて、住民税非課税世帯と子育て世帯、それぞれに対する臨時特別給付金10万円の現金給付事業費について増額補正いたします。さらに、各給付金事業は翌年度にまたがる事業であることから、併せて繰越明許費を第2表のとおり追加いたします。

この結果、補正予算の総額は3億3,850万7,000円の増額となり、補正後の令和3年度一般会計予算を125億8,982万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第2号「令和3年度上三川町一般会計補正予算（第9号）」につきましてご説明いたします。

事項別明細書により、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の10、11ページをお開き願います。

2、歳入でございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、2目民生費補助金3億1,357万9,000円の増額補正につきましては、1節社会福祉費補助金で、国の補正予算（第1号）に基づく経済対策としまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の実施に当たりまして、事業費及び事務費に対する国からの補助金を増額補正するものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,492万8,000円の増額補正につきましては、同じく国の子育て世帯への臨時特別給付金におきまして、所得制限等により対象から外れてしまう子育て世帯への追加給付を行うため、増額補正するものでございます。

以上で歳入につきましての説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 浜野健康福祉課長。

○健康福祉課長【浜野知子君】 続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の歳出について説明させていただきます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費になります。3節職員手当等に関しましては、事務に係る職員の時間外手当になります。

次に、10節需用費の111万円に関しましては、申請等に必要なトナー代、また封筒の印刷製本費になります。11節役務費の204万円に関しましては、郵送料及び口座振込手数料の通信運搬費及び手数料になります。12節委託料の130万円に関しましては、こちらの事務のシステム更新・改修及び次の13節の事務機器借上げに伴う搬入、現場調整、また非課税世帯の確認書作成、封緘の業務支援になります。

次に、13節使用料及び賃借料に関しましては、給付費の事務用のパソコンのリース料の50万円になります。18節負担金、補助及び交付金の3億690万円に関しましては、非課税世帯分と家計急変世帯分の給付金の金額になります。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 続きまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額2,492万8,000円については、国が支給する子育て世帯への臨時特別給付の対象外となる児童について、子育て支援の観点から、全ての児童に給付が行き渡るよう追加の給付を行うため、増額補正するものです。新たに対象となるのは、児童手当の受給に一定の所得制限がある世帯の児童約460人を見込むほか、離婚等により給付金を受け取ることができない独り親の世帯の児童でございます。内訳についてですが、11節役務費2万8,000円は給付に係る口座振込手数料を、18節負担金、補助及び交付金は、さきの補正予算の不足分2,490万円を計上したものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、ページ戻りまして6ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正でございます。こちらの補正につきましては、表に記載のとおり、第3款民生費、第1項社会福祉費、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事業、第2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、いずれも翌年度にまたがる事業であることから、併せて繰越明許するものでございます。

以上で令和3年度上三川町一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 今、子育て支援の臨時給付金のやつなんですけど、446名と言いましたよね。正確な数字は何名なんですか。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 未支給分、先ほど460人と言った数字なんですけれども、現在町が把握してます所得制限によって未支給となっている児童について、基準日時点では349人というふうになっています。ただ、実際には、今回それ以外の高校生と公務員については、申請を頂いた後でないと所得制限に引っかかるかどうかというところが分かりませんので、おおむね推計で460人程度かということで計算をしております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 前回の8号の補正予算、これは、臨時給付金は中学生までですよ。高校生は入ってないですよ。今回も、例えばさ、460名なら10万円だから4,600万円になるような計算だと思うんですけど、そこだけちょっと理解できないんですけど。

○議長【石崎幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 8号予算については、12月の議会のときには、中学生以下の5万円の部分だけ計上しました。今回の8号予算については、残りの中学生4,127人分の5万円と、高校生相当で960人分の10万円の分を計上しました。ただ、今回、対象外となる児童全てに給付する

ということになりましたので、町では18歳以下の児童全ての人数が大体把握できることになりました。そうしますと、前回は高校生、公務員については、対象外となる人数が分からなかったものですから、若干そこを概数で積算しておりまして、今回18歳以下が全部、全ての児童に給付が行き渡るということで、その推計は全部で5,336人ということになります。この中には今後生まれてくる子供さんとか今回離婚で独り親になる児童の分も含まれておりまして、推計で5,336人ということですが、前回まで計上していたものでは若干少し多めに、分からなかった分、概数で取っておりまして、実際5,336人までの不足分を今回9号で計上したということになります。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 津野田重一君。

○11番【津野田重一君】 まだ分かんないんですけど、今までの臨時給付金は国から直接来た金ですよ。その所得制限を撤廃したやつについては、地方創生交付金を使用するわけですよ。そうすると、予算の組み方で、今回もこのような、予算が地方創生交付金か国から直接子育て支援で来てる金だか、ちょっとそこら辺はどのように把握してこれやってるのか、ちょっと私、分かんないんですけど。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 歳入の面かと思います。今回、子育てのほうにつきましては、財政調整基金を一時的に充てるということで、ただ、今、議員おっしゃられてる今回の新型コロナウイルス感染症のですね、対応の地方創生臨時交付金、これについては、国のほうでも当初はそれを使えるか使えないかというあれはあったんですが、最終的には国のほうでも、それを充てていいですよということで国のほうからの回答もございますので、今回一時的に財政調整基金を崩して充てるような予算を組んでございますが、最終的には今言った国のほうの地方創生臨時交付金ですね、これを充てるということで振り替えるという形になるかと思います。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第2号「令和3年度上三川町一般会計補正予算(第9号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第5、議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番・田村 稔君の退場を求めます。

(10番・田村 稔君 退場)

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第3号の「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

議員選出の監査委員、津野田重一氏が、一身上の都合により昨日付をもって退職されましたので、新たな議員選出の監査委員に田村 稔氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提出するものでございます。

田村氏は、議員歴5期18年、上三川町議会議長を歴任されるなど、豊富な経験と知識をお持ちの方で、監査委員に適任であると考えております。町政に助言を頂き、活力あるまちづくりにご協力いただきたく、監査委員の選任同意につき、提出するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については人事案件のため、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第3号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第3号は同意することに決定いたしました。

除斥に係る事件の審議が終了したので、田村 稔君の入場を許します。

(10番・田村 稔君 入場)

○議長【石崎幸寛君】 ここで、一身上の都合によりまして、議事進行を副議長と交代させていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○副議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○副議長【高橋正昭君】 議長を交代いたします。

ただいま、議長の石崎幸寛君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。「議長辞職」の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、「議長辞職」の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○副議長【高橋正昭君】 追加日程第1、「議長辞職」の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番・石崎幸寛君の退場を求めます。

(14番・石崎幸寛君 退場)

○副議長【高橋正昭君】 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長【小島賢一君】 (朗 読)

○副議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。石崎幸寛君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、石崎幸寛君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥に係る事件の審議が終了したので、石崎幸寛君の入場を許します。

(14番・石崎幸寛君 入場)

○副議長【高橋正昭君】 14番・石崎幸寛君に申し上げます。ただいま議長辞職の件は許可することに決定されましたので、告知いたします。

ここで、石崎幸寛君の退任の挨拶をお願いいたします。14番、石崎幸寛君。

(14番 石崎幸寛君 登壇)

○14番【石崎幸寛君】 誠に新型コロナウイルスに翻弄された2年間でありました。にもかかわらず、議員の皆様には議会運営にご理解とご協力いただきまして、ありがとうございました。議長退任に当たり、深く御礼申し上げます。これからは一議員として、皆さんとともに職責を全うするつもりですので、どうぞよろしくをお願いいたします。また、町長をはじめとして執行部、そして職員の皆様におかれましても、町民の方々の生活の向上という目標に向かいまして、共に働きましたこと、誠に光栄に思います。これからもどうぞよろしくをお願いいたします。

以上、簡単ですが、議長退任の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○副議長【高橋正昭君】 ただいま、議長が欠けました。

お諮りいたします。「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○副議長【高橋正昭君】 追加日程第2、「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長【高橋正昭君】 ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番・篠塚啓一君、及び4番・神藤昭彦君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長【高橋正昭君】 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【高橋正昭君】 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長【高橋正昭君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○副議長【高橋正昭君】 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【高橋正昭君】 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。篠塚啓一君及び神藤昭彦君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長【高橋正昭君】 選挙の結果を議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは発表いたします。投票総数14票、有効投票13票、無効投票1票。有効投票のうち、高橋正昭君13票です。なお、ただいまの選挙の法定得票数は、4票でございます。

以上です。

○副議長【高橋正昭君】 ただいまの報告のとおり、高橋が最高得票で議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

(議長 高橋正昭君 起立)

○議長【高橋正昭君】 このたび、私、町会議員の皆様のご推挙によりまして町議会議長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄であり、衷心より感謝いたしております。私は自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを痛感しております。しかしながら、皆様のご推挙を受けました上は、本町の発展と町民福祉向上のため、そしてまた円滑な議会運営を目指して、頑張る覚悟でございます。何とぞ先輩、同僚議員の皆様、星野町長をはじめとする執行部の皆様方、そしてまた議会事務局の職員の皆様方に旧に倍するお引き立て、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いをいたしまして、議長就任の挨拶

に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 高橋正昭君 着席)

○議長【高橋正昭君】 私が議長に就任したことにより、副議長が欠けました。

お諮りいたします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第3、「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長【高橋正昭君】 ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番・小川公威君、及び6番・志鳥勝則君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長【高橋正昭君】 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長【高橋正昭君】 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長【高橋正昭君】 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。小川公威君及び志鳥勝則君、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長【高橋正昭君】 選挙の結果を議会事務局長に報告させます。局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは報告いたします。投票総数14票、有効投票12票、無効投票2票、うち白紙1票。有効投票のうち、稲川 洋君12票です。

以上のとおりです。

なお、この選挙の法定得票数は3票でございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 ただいまの報告のとおり、稲川 洋君が最高得票で副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長【高橋正昭君】 ただいま副議長に当選された稲川 洋君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、当選された稲川 洋君に副議長就任の挨拶をお願いいたします。8番、稲川 洋君。

(副議長 稲川 洋君 登壇)

○副議長【稲川 洋君】 ただいまのご推挙、誠にありがとうございました。任期終了まで職務を全うすべく懸命に頑張っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 お諮りいたします。議長、副議長の選挙に伴い、「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第4として行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第4、「議席の一部変更」を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

議会の運営に関する要綱第11条の規定により、議長の議席は最終1番の14番、副議長の議席は最終2番の13番となりますので、13番・高橋正昭を14番、8番・稲川 洋君を13番にいたします。また、この変更に伴い、14番・石崎幸寛君を8番といたします。

○議長【高橋正昭君】 議席変更のため、暫時休憩といたします。休憩中に議席の移動をお願いいたします。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 日程第6、「常任委員の選任」を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 ここで、各常任委員会の正副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

休憩中に正副委員長を互選していただき、休憩後、その結果について代表の方より報告をお願いいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時03分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 休憩中に互選いただきました各常任委員会の正副委員長について、代表の方からの報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会からお願いいたします。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それでは、総務文教常任委員会はですね、委員長に小川公威議員、副委員長に鶴見典明議員です。

○議長【高橋正昭君】 次に、産業厚生常任委員会について、お願いいたします。8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 委員長に海老原友子議員、副委員長に田崎幸夫議員です。

○議長【高橋正昭君】 ただいま報告のとおり、各常任委員会の正副委員長については決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第7、「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項及び議会の運営に関する要綱第116条の規定により、総務文教常任委員会については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

産業厚生常任委員会については、議会運営委員を互選するため、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員を互選していただき、休憩後、その結果について、代表の方より報告をお願いいたします。8番、石崎幸寛君。

○8番【石崎幸寛君】 産業厚生委員会は先ほどの会議で議会運営委員まで決めましたので、報告したいと思います。よろしいですか。

○議長【高橋正昭君】 お願いします。

○8番【石崎幸寛君】 海老原友子議員、田崎幸夫議員と私、石崎です。

○議長【高橋正昭君】 ただいまの報告のとおり、産業厚生常任委員会の議会運営委員については決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 ここで、議会運営委員会の正副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

休憩中に応接室で正副委員長を互選していただき、休憩後、その結果について、代表の方より報告をお願いいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時10分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 休憩中に互選いただきました議会運営委員会の正副委員長について、代表の方からの報告を求めます。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 それでは、議会運営委員長に石崎幸寛議員、副委員長に小川公威議員です。

○議長【高橋正昭君】 ただいま報告のとおり、議会運営委員会の正副委員長については決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第8、「広報委員の選任」を行います。

広報委員会設置要綱第3条の規定により、広報委員会は、副議長及び各常任委員会から2人を選出し、計5人で構成されることになっております。

お諮りいたします。広報委員の選任の方法について、他の委員会同様、議長が指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。それでは、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、広報委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 ここで、正副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

休憩中に、副議長を含めた5人の広報委員により応接室で正副委員長を互選していただき、休憩後、その結果について、代表の方より報告をお願いいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 休憩中に互選いただきました広報委員会の正副委員長について、代表の方からの報告を求めます。13番、稲川 洋君。

○13番【稲川 洋君】 委員長に小川公威議員、副委員長に田崎幸夫議員、以上のように決定しました。

○議長【高橋正昭君】 ただいま報告のとおり、広報委員会の正副委員長については決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 日程第9、「小山広域保健衛生組合議会議員の選挙」を行います。

過日、本町選出の小山広域保健衛生組合議会議員より辞職願が提出されましたので、小山広域保健衛生組合規約第6条の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

小山広域保健衛生組合議会議員に、11番・津野田重一君、12番・稲見敏夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました津野田重一君及び稲見敏夫君を小山広域保健衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました津野田重一君及び稲見敏夫君が小山広域保健衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま小山広域保健衛生組合議会議員に当選された津野田重一君及び稲見敏夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(当選人 起立・礼)

○議長【高橋正昭君】 日程第10、「石橋地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

過日、本町選出の石橋地区消防組合議会議員より辞職願が提出されましたので、石橋地区消防組合規約第5条第2項の規定により、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

石橋地区消防組合議会議員に、13番・稲川 洋君及び14番・高橋正昭を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました稲川 洋君及び私、高橋正昭を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました稲川 洋君及び私、高橋正昭が石橋地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま石橋地区消防組合議会議員に当選された稲川 洋君及び私に、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(当選人 起立・礼)

○議長【高橋正昭君】 日程第11、「上三川町議会活性化に向けた改革検討会第2部会視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。13番、稲川 洋君。

○13番【稲川 洋君】 上三川町議会活性化に向けた改革検討会第2部会視察研修結果報告を行わせていただきます。

令和3年12月22日、宇都宮市及びさくら市において、「議会のICT化について(タブレット導入の経過及び利用状況、及び利用制限等について)」、視察研修を実施してまいりました。これは、当町議会において2年前より導入を前提に研究検討を重ね、特に異論がなく、導入については、全議員より推進すべきだとの意見を頂きまして、実施したものであります。

宇都宮市においては、宇都宮市議会熊本議長はじめICT推進プロジェクトチーム委員、事務局の皆さんに出席していただき、さくら市では、さくら市議会大河原副議長はじめタブレット検討委員会の元委員、事務局の方々に出席をしていただきまして、導入経過や現在の利用状況並びに課題、タブレット端末の仕様基準等の説明を受けました。

宇都宮市では、平成27年にタブレット利活用検討会を設置し、先進地視察等を行い、同年12月にタブレットを導入し、令和元年11月に通信事業者との契約が満了することに伴いタブレットを更新しているとのことです。また、導入後も宇都宮市議会ICT推進プロジェクトチームを設置し利活用を図っているとのことです。

さくら市では、令和元年9月からタブレットを導入し、同年9月と12月の議会では紙資料と併用しながらタブレットを使用し、令和2年3月から完全ペーパーレス化したとのことです。

また、どちらの市議会においても、タブレットの導入により紙代、印刷代などのコスト削減や資料作成の負担軽減といった事務の効率化につなげており、ぜひ導入すべきとのアドバイスを受けました。さらに、両市とも、導入後も有効活用に向け日々研さんを重ね、取り組まれていることに感銘を受けました。

本町においても、タブレットを活用した議会運営により、より一層の議員の資質の向上及び議会運営の効率化を図っていく必要があるとの認識を一層深める研修でありました。

以上、視察研修結果報告といたします。

令和4年1月21日、改革検討会第2部会長、稲川 洋。

○議長【高橋正昭君】 上三川町議会活性化に向けた改革検討会第2部会長の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調

査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 追加日程第5、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【高橋正昭君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【高橋正昭君】 以上で本臨時会の案件は、全て終了しました。

ここで町長より発言の申出がありますので、許可いたします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 議長のお許しを頂きましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時議会では、専決案件、人事案件、補正予算について、ご協議いただき、原案どおり議決を頂きました。ここに厚くお礼を申し上げます。また、このたびは、正副議長をはじめ、各常任委員会の構成が新たに決定し、議長に高橋議員が、副議長に稲川議員が選出され、新しい体制でのスタートとなりました。今後とも、議会の皆様と連携、協調を図りながら、町民サービスの一層の向上と魅力あるまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、行政に対する適切なご意見を頂き、スムーズな行政運営を推進したいと考えております。何とぞ、新体制の中でも、これまでどおりご指導をよろしくお願いいたします。

なお、石崎前議長、高橋前副議長におかれましては、令和2年1月より2年間、町議会の代表として、町政運営にご尽力くださり、誠にありがとうございました。今後とも引き続きご協力を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、臨時会にご参加いただきまして、心よりお礼を申し上げます。今後ともご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の臨時議会では、専決案件、人事案件、補正予算について、ご協議いただき、原案どおり議決を頂きました。ここに厚く御礼を申し上げます。また、このたびは、正副議長をはじめ、各常任委員会の

構成が新たに決定し、議長に高橋正昭が、副議長に稲川洋議員が選出され、新しい体制でのスタートとなりました。今後とも、議会の皆様と連携、協調を図りながら、町民サービスの一層の向上と魅力あるまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、行政に対する適切なお意見を頂き、スムーズな行政運営を推進したいと考えております。何とぞ、新体制の中でも、これまでどおりのご指導をよろしくお願いたします。

なお、石崎前議長におかれましては、令和2年1月より2年間、町議会の代表として町政運営にご尽力くださり、誠にありがとうございました。今後とも引き続き、ご協力を頂きますようよろしくお願いたします。

最後になりますが、議員各位におかれましては、公私ともお忙しい中、臨時会にご参加いただきまして、心より御礼を申し上げます。今後とも指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

今後とも議員皆様の絶大なるご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、令和4年第1回上三川町議会臨時会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

午前11時31分 閉会